

議員提出議案第1号

沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年3月6日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

提出者	當 間 盛 夫
	西 銘 啓史郎
	座 波 一
	花 城 大 輔
	末 松 文 信
	島 袋 大
	玉 城 健一郎
	当 山 勝 利
	國 仲 昌 二
	次呂久 成 崇
	瀬 長 美佐雄
	比 嘉 瑞 己
	上 原 章
	上 原 快 佐
	照 屋 守 之

理 由

沖縄県部等設置条例の改正に伴う常任委員会の所管の変更及び委員会への出席の特例等として、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を定めるため、所要の改正をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例

沖縄県議会委員会条例（昭和47年沖縄県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「子ども生活福祉部、保健医療部」を「生活福祉部、こども未来部、保健医療介護部」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（出席の特例）

**第12条の2** 委員長は、委員が、大規模な災害の発生、感染症のまん延又は育児若しくは介護その他のやむを得ない事由により、委員会を招集しようとする場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。

2 前項の規定による方法によって発言その他の行為をする委員は、この条例の適用については、委員会に出席しているものとみなす。

第22条中「に出席して」を「において」に改める。

第26条の2第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員会は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、参考人から意見を聴くことができる。この場合において、当該参考人は、委員会に出席しているものとみなす。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の沖縄県議会委員会条例（第3項において「改正前の委員会条例」という。）第2条第3号の規定による次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後の沖縄県議会委員会条例（第3項において「改正後の委員会条例」という。）第2条第3号の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。

文教厚生委員会	文教厚生委員会
---------	---------

- 3 この条例の施行の際現に改正前の委員会条例第2条第3号の規定による常任委員会に付議されている事件は、この条例の施行の日に改正後の委員会条例第2条第3号の規定による当該事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。